R7年度-入学生 入学説明会 学校園徴収金(諸費)について

学校園徴収金の定義

■学校園徴収金とは

学校園徴収金とは、学校園が購入する教材物品の費用、 旅行業者へ支払う修学旅行費用など、学校園での教育活動 に要する費用で、学校園が保護者から徴収するものをいう。

> 学校園徴収金は、市の会計ではなく、 私会計として処理されています。

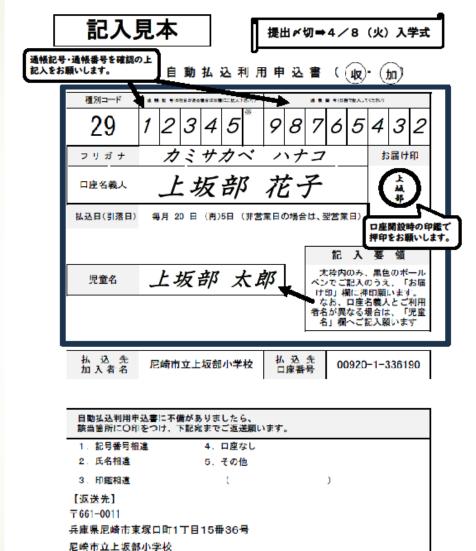
昨年度からの変更点

■尼崎信用金庫→ゆうちょ銀行に変わる

令和7年度から教育委員会の指示により、現在尼崎信用 金庫を利用している学校諸費の引き落としを尼崎市立の学 校全てにおいて、ゆうちょ銀行に変更する。

提出書類について

- 黒色のボールペンで 丁寧にご記入ください。
- 通帳記号と通帳番号の間違いが 無いよう、確認をお願いします。
- 口座開設時に使用した印鑑で 押印をお願いします。
- 口座名義人と利用者が異なる場合は 児童名欄にご記入願います。



■4月8日(火) 受付の時に提出してください。

内訳

- ・給食費⇒R3年度より公会計化(学校では徴収しない。月4600円)
- ・学年費⇒授業で使用する教材、校外学習などの費用(月1200円から)
- ·児童会費⇒児童会行事に関わる費用(月30円,年330円·児童ごと)
- ·PTA会費⇒PTA行事に関わる費用(月250円,年3000円·家庭ごと)
- ・スポーツ振興センター掛金⇒学校におけるケガなどに対する保険(年460円)
- ・積立費⇒自然学校、修学旅行、卒業関係などの費用(4年3学期より)
- ·手数料⇒口座引き落としの手数料(I回IO円から 徴収回収によって異なる)

昨年度との変更点

参考 (前年度 | 年生の諸費)

| (円) | 5月(期) | 9月(2期) | I 月(3期) | 合計 |
|------------|--------|--------|---------|--------|
| 学年費 | 10,400 | 4,800 | 3,600 | 18,800 |
| 児童会費 | 330 | 0 | 0 | 330 |
| PTA会費 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 3,000 |
| スポーツ 振興 | 460 | 0 | 0 | 460 |
| 手数料 | 110 | 110 | 110 | 330 |

※学年費4か月分(1200×4)+入学教材費(5600)=10400

引き落としの日程と回数について(予定)

- | 学期分 5月20日(火)
- 2 学期分 9月22日(月)

※詳細については、4月に改めてご連絡いたします。